

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

1 背景

水質環境基準の生活環境項目においては、化学物質から水生生物を保全する観点から、平成 15 年度に水生生物の保全に係る水質環境基準が新しく設定されている。

類型の指定は、国又は県が行っており、水生生物の保全の必要性や水質汚濁の状況を踏まえ、類型指定を行うこととされ、平成 24 年度に国が伊勢湾の類型指定を行っている。(複数都道府県にまたがる水域は、国が類型の指定を行う。) また、県内の河川については、県が平成 20 年度と 25 年度に 6 水域を、国が 21 年度に 2 水域の類型指定を行っている。

令和元年度に、河川の生活環境保全に関する水域類型の見直しが一巡することから、本年度から類型が未指定となっている三河湾で、類型指定のための調査を実施する。

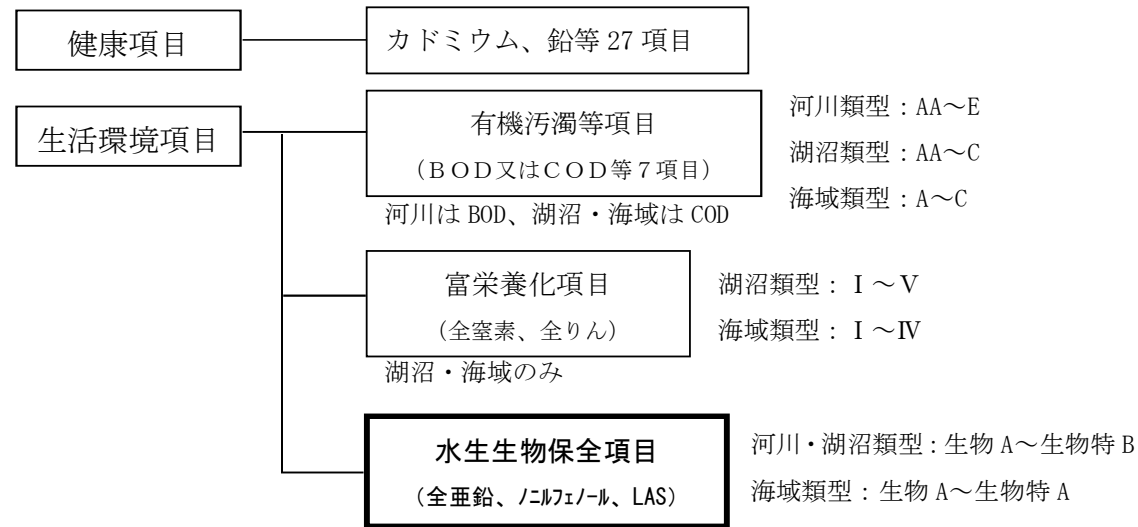


図 1 水質環境基準の項目と類型

表 1 水生生物の保全に係る類型について (海域)

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

全 亜 鉛：主な用途である亜鉛メッキが消費全体の 6 割程度を占める。  
 ノニルフェノール：工業用の界面活性剤としての原料、印刷インキ材料、酸化防止剤の原料。  
 L A S：合成洗剤の主成分などとして使われている界面活性剤の一種。

2 三河湾の水生生物の保全に係る類型指定基礎調査 (令和元年度)

三河湾の類型指定に必要な基礎資料を収集し、代表的な干潟・藻場で水生生物の産卵場・生育場の状況や水質についての現地調査を行い、水生生物の生息状況や水質等の状況を把握し、類型の指定案を検討するための資料を収集する。

- 調査地点 7 地点 (冬季)
- 調査項目 生物調査：生物の生息状況、産卵場及び幼稚仔の生育場の状況  
 水質調査：COD、DO、全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS等

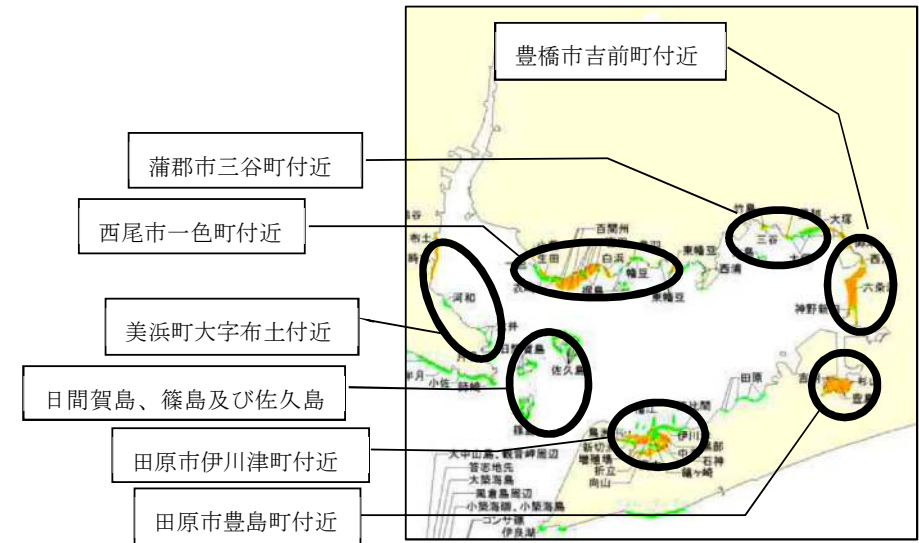


図 2 現地調査の予定地点

(出典：環境省 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について (第 5 次報告))

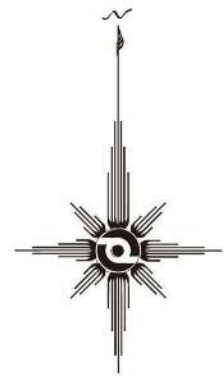
表 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の環境基準の設定と類型指定の状況

年度	国注1、注2	愛知県
平成 15 年度	水生生物の保全に係る水質環境基準の設定 (全亜鉛)	
平成 20 年度	東京湾	矢作川水域
平成 21 年度	木曾川水域、天竜川水域	
平成 24 年度	伊勢湾	
	水生生物の保全に係る水質環境基準の追加 (ノニルフェノール、LAS)	
平成 25 年度	大阪湾	庄内川水域、名古屋市内水域、境川等水域、豊川等水域、天竜川水域
平成 26 年度	播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部	
平成 29 年度	燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘、有明海	
令和元年～令和 3 年度	三河湾の検討、現地調査、類型の指定	

注 1：複数都道府県にまたがる水域 (伊勢湾等) は、国が類型指定を行う。

注 2：河川については、愛知県に関わる水域のみ示す。

愛知県 水生生物の保全に係る水質環境基準類型指定概況  
(平成31年度末現在)



凡 例	
全垂鉛等に関する類型	
	類型生物 A
	類型生物 B
	類型海域生物特 A
	類型海域生物 A

